別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 宝塚北部県有環境林の利活用支援事業 |  |
| 補助事業の目的 | 宝塚北部県有環境林を活用して、市、地元団体等が行う事業を支援することで、環境林としての適正な保全・管理の推進を図る。 |
| 補助事業の  対象となる者 | 宝塚市、地元住民団体 |
| 補助事業の  対象となる経費 | 宝塚北部県有環境林を利用して行う事業に必要な経費  資材・備品購入経費、イベント会場設営費、通信運搬費、会場警備費、  レンタル・リース料、宣伝広告費、旅費、謝金、委託料　等 |
| 補助率 | 定　額 |
| 補助金の額 | 予算の範囲内の額で、１団体あたり５００千円以内  （ただし、千円未満の端数は切り捨てる）。 |
| 適用除外する条項 |  |
| その他の事項 |  |

別　　に　　定　　め　　る　　事　　項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係条項 | 内　　　　　　　　　　　　　　　容 |  |
| 第　３　条 | （添付書類）  　　補助事業計画書（別紙１） |
| （指定期日）  　　別途通知に定める日 |
| 第７条　第１項 | （軽微な経費配分の変更）  　　配分された補助対象経費項目相互間における少ない方の額の２０％  以内の変更。 |
| （軽微な事業内容の変更）  補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、事業計画の細部を変更す場合 |
| （添付書類）  　　補助事業変更計画書（補助事業計画書に準ずる） |  |
| （指定期日）  　　変更のあった日から２週間以内 |
| 第９条　第１項 | （報告事項等） |
| 第　１１　条 | （添付書類）  　　事業実績報告書（別紙２） |
| （指定期日）  　　補助事業完了後３０日以内（第８条の規定により事業の廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日から１０日以内）又は令和５年４月  １０日のいずれか早い日 |
| 第１９条　第１項 | （処分制限期間）  　　原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内 |

（別紙１）

　　　　　　　　　　　　　　　補助事業計画書

１　事業の概要

①　事業名称

②　日　　時

　③　場　　所

　④　内 容

２．所要経費

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助事業に  要する経費 | 補助対象経費 | 補助金申請額 | 所要経費算出基礎 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

（別紙２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名　　（　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名　　（　　　　　　　　　　　　　　）

事 業 実 績 報 告 書

１．実施内容

２．実施時期

３．事業の効果

４．経費区分

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 補助事業に  要した経費 | 補助対象経費 | 補助金額 | 経費明細 |
|  | （　　　　　） | （　　　　　） | （　　　　　） |  |
|  | （　　　　　） | （　　　　　） | （　　　　　） |  |
|  | （　　　　　） | （　　　　　） | （　　　　　） |  |
|  | （　　　　　） | （　　　　　） | （　　　　　） |  |
| 合計 | （　　　　　） | （　　　　　） | （　　　　　） |  |

（注）

　①　交付申請内容を上段に（　　　　）書き、実績を下段に記入する。

　②　補助金額については予定額を記入する。